

幼稚園教育要領における教育内容の変遷に関する一考察

－領域「表現」を中心として－

倉原弘子

Changes in Kindergarten Curriculum Content

Focusing on Expression for Child Care

Hiroko Kurahara

I. はじめに

昭和23年(1948)、文部省は「保育要領－幼児教育の手びき－」を発刊し、昭和31年(1956)、この「保育要領」を改訂して、「幼稚園教育要領」が我が国で初めて発刊された。そして、この幼稚園教育要領の「改訂の要点」として、「保育内容について、小学校との一貫性を持たせるようにした」とし、幼稚園教育の内容を「領域」と呼び、「健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作」の6領域が示された。その後、昭和39年(1964)に第1次改訂が行われるが、教育内容は6領域のままであり、平田ら(2010)によれば、上述した昭和31年(1956)の幼稚園教育要領において領域別の「望ましい経験」を示したことから、領域を小学校の教科のように捉え、領域別の指導を行う傾向があったとされている。¹この「6領域時代」には様々な問題点があったと考えられるが、我が国の幼稚園教育要領は、このような時代の趨勢とともに様々な変遷を経て、現在の幼稚園教育要領へと辿り着いた。昭和期の幼稚園教育要領の変遷も大変興味深いですが、今回は、平成期の幼稚園教育要領の変遷に範囲を絞り、述べていくこととする。

本論文において、平成期(1989－2018)における幼稚園教育要領の変遷を探るとともに、領域「表現」の教育内容を「造形」の観点から考察する。これが本研究の目的である。

II. 平成期の幼稚園教育要領の変遷²

1. 平成元年(1989)の幼稚園教育要領の改訂(第2次改訂)³

平成元年(1989)、第2次改訂が行われ、小学校の科目として幼稚園の教育内容を捉えるのではなく、子どもの発達に即し、幼稚園教育の独自性を持たせるために、これまでの6領域「健康、社会、自然、言語、音楽リズム

ム、絵画製作」が「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の5領域に変更された。幼稚園教育要領「第2章 ねらい及び内容」において、「この章に示すねらいは幼稚園修了までに育つことが期待される心情、意欲、態度などであり、内容はねらいを達成するために指導する事項である」と示され、幼児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人とのかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」、感性と表現に関する領域「表現」の5領域が設定されたのである。この5領域は現在まで続いているが、ここで初めて「表現」という領域が新設された。この領域「表現」は、単純に「音楽リズム」と「絵画製作」を合わせたものではなく、特定の表現活動に限定せず、子どもが行う様々な表現のことを指すものとして、表現を広義に捉えたものである。また、平成元年(1989)の改訂以降、各領域のねらいは幼稚園修了までに育つことが期待されている「心情・意欲・態度」によって構成されるようになった。

さらに、幼稚園教育要領「第1章総則」には、「幼稚園教育は、幼児の発達の特性を踏まえ環境を通して行うものであることを基本とする」と記され、学校教育法(昭和22年)に、「第七十七条 幼稚園は、幼児を保育し、適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」と示されるなど、「環境を通して行う教育」が着目された。

2. 平成10年(1998)の幼稚園教育要領の改訂(第3次改訂)⁴

平成10年(1998)、「幼児に豊かな人間性や自ら学び自ら考える力など生きる力の基礎を育成すること」をねらいとして、第3次改訂が行われた。また、指導計画作成上の留意事項では、特に留意する事項として、地域の幼児教育のセンターとしての役割や教育課程に係る教育時間終了後の教育活動(預かり保育)に関する配慮事項な

ど子育て支援に関する記述が見られる。

3. 平成20年（2008）の幼稚園教育要領の改訂（第4次改訂）⁵

平成20年（2008）、「約60年振りに教育基本法が改正され、新たに幼児期の教育が規定されたことなどを踏まえ、生きる力の基礎を育成すること、豊かな心と健やかな体を育成すること」をねらいとして第4次改訂が行われた。教育基本法（平成18年法律第120号）において、「第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない」と新設された。また、平成19年の「学校教育法等の一部を改正する法律について（通知）」において、「二 幼稚園に関する事項」として、「1 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とするものとしたこと（第22条）」と示された。このように法的にも幼児教育の重要性が認められ、幼稚園は「生涯にわたる人格形成の基礎」、「その後の教育の基礎」を培う機関として提言されたのである。

本改訂の基本方針としては、①子どもの発達や学びの連続性・幼稚園での生活と家庭などでの生活の連続性の確保、②子育ての支援、教育課程に係る教育時間の修了後等に行う教育活動に関する内容や意義の明確化が挙げられ、従前と変わらない部分も多いが、内容を当時の時代背景を基に変化させていったものであると考えられる。

4. 平成30年（2018）の幼稚園教育要領の改訂（第5次改訂）⁶

平成30年（2018）、中央教育審議会答申を踏まえ、『幼稚園教育において育みたい資質・能力』および「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確にし、小学校の教師と共有するなど連携し、小学校教育との円滑な接続を図ること』をねらいとして第5次改訂が行われた。また、「新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む」ことを目的とし、「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことなどが求められた。平成28年（2016）12月の中央教育審議会答申を踏まえ、基本方針として、①幼稚園教育において育みたい資質・能力の明確化、②小学校教育との円滑な接続、③現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直しを基に改訂された。本改訂において、幼稚園教育要領において育みたい資質・能力として、「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表

現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の三つを示し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として、「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量・図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」の10の姿を明確にし、これを小学校の教師と共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続が目指されている。この10の姿が示された背景には、幼稚園教育要領におけるねらいは「～を味わう」など子どもの育ちの方向性を示した方向目標であるのに対し、小学校学習指導要領では育成される児童の具体的な姿、到達目標が示されており、この相違から幼稚園教育要領における「子どもの育ちの具体的な姿が分かりにくい」といった指摘があったことが挙げられる。10の姿を明確に示すことで、幼小連携を図る糸口としたのである。

Ⅲ. 領域「表現」における幼稚園教育内容の変遷⁷

本章において、領域「表現」の教育内容の変遷について、表を参照しながら分析する。

1. 保育内容の領域における「ねらい」の変遷

「ねらい」は平成元年改訂から現在に至るまで、内容はほぼ同じである。唯一、異なる点としては、冒頭の言葉が平成元年では、「表現する意欲を養い」であったのに対し、平成10年改訂より「自分なりに表現することを通して（中略）表現する力を養い」に変更され、ねらい(2)において、平成元年改訂では「(2)感じたことや考えたことを様々な方法で表現しようとする」であったが、平成10年改訂より「(2)感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ」になった点である。平田ら（2010）は、変更されていないが、ねらいの中で再確認すべきこととして、①「豊かな感性」、②「自分なりに表現する」、③「生活の中で」の3点を挙げている。平田は、『感性』とは感じることを指すのではなく、「感じる」という入り口から、考えたり思うことを経て、「行動する」という出口までの一連の行為を「感性」と言い、その出口となる行為が多彩であることこそが「感性の豊かさ」を指す』と述べている。⁸このように「感性」とは、単に「感じること」で完結するものではないことを再認識すべきである。

換言すれば、「自分なりに表現する」とは、表現の自発性、個性の尊重、自己表現を認めるといった傾向が見受けられ、「生活の中で」には、子どもたちが日々の生活の中で、イメージを豊かにし、そこから表現が生まれ

表1. 領域「表現」の「ねらい」の変遷

年	ねらい
平成元年 (1989年)	〔この領域は、豊かな感性を育て、感じたことや考えたことを表現する意欲を養い、創造性を豊かにする観点から示したものである。〕 1 ねらい (1)いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。 (2)感じたことや考えたことを様々な方法で表現しようとする。 (3)生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。
平成10年 (1998年)	〔感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。〕
平成20年 (2008年)	1 ねらい (1)いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。 (2)感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。
平成30年 (2018年)	(3)生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

てくることを指していると考えられる。そのような子どもたちの姿を保育者は読み取り、保育に生かすことが重要である。子どもたちの表現の手がかりになるような物的環境、人的環境を充実させることこそ領域「表現」のねらいなのだろう。

2. 「内容」の変遷

平成10年改訂では、内容は、(1)～(7)は平成元年の表記と同一であり、(8)のみ表記が変更されている。平成元年では「(8)自分のイメージを動きや言葉などで表現し、演じて遊ぶ楽しさを味わう」であったのに対し、平成10年では「(8)自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりする楽しさを味わう」と少々文言が変更されているが、内容としてはほぼ同じものであると考えられる。「～したり」という表記にすることで、言葉を限定せず、広がりをもせるような印象を受ける。小田ら(1993)は、「表現を豊かにするという意味の中には、多様な表現の技術の形態を習得し、使いこなせるということも含まれていることは否めない。」⁹と指摘している。つまり、「内容」の8項目のうち、5項目までは、子どもの感性や表現について記述されているが、(6)～(8)の3項目は「技術の習得」を連想させるということだろう。この点においては、特定の技能の習得のための領域「表現」ではないことを意識する必要がある。

平成20年の改訂で、変更された部分といえば、内容(1)が「気付いたり、楽しんだりする(平成元年－平成10年)」だったものが「感じたりするなどして楽しむ(平成20年)」に変更された点である。その他は、(4)、(6)、(7)、(8)の表記が「つくったりなどする」というように、以前は「する」だったものが「などする」に変更されている。この「など」という表記にすることで、一つに限定せず、選択肢が増え、活動の幅が広がった印象を受ける。また、平成30年改訂の「内容」の記述は平成20年改訂と同一で

あるが、平成20年改訂で、「感じる」ということが新しく加わっている。平田(2010)は「気付く」に加えて「感じたりする」を加えたのは、表現とは「感じて」「考えて」「行動する」ことであり、「感じる」は表現行動には欠かせないと述べている。¹⁰この「感じる」は、領域「表現」にとって、表現の出発点として重要な行為であると考えられる。

3. 「留意事項・内容の取扱い」の変遷

平成元年の「留意事項」を見ると、各項目に(1)日常生活、(2)生活経験、(3)生活といった生活に関する文言が含まれている。さらに、(3)において「生活と遊離した特定の技能を身に付けさせるための偏った指導をおこなうことのないようにすること」という記述にも表れているように、生活を重視している印象を受ける。

これまで、「日常生活の中で」と表記されていたものが、平成10年の改訂により「自然などの身近な環境と十分にかかわる中で」に変更され、「環境」という言葉を使用し、より具体的に記述されている印象である。また、平成元年では「留意事項」として記されていたものが、平成10年以降、「内容の取扱い」に変更されている。これは、幼稚園教育要領解説によると、各領域の「留意事項」は「その内容の重要性を踏まえた」上で、「内容の取扱い」に名称を改めたとされている。平成10年改訂では、「内容の取扱い」に「幼児自身の表現しようとする意欲を受け止めて、幼児が生活の中で幼児らしい様々な表現を楽しむことができるようにすること」と新たに示された。また、平成元年の留意事項(3)の「生活と遊離した特定の技能を身に付けさせるための偏った指導を行うことのないようにすること」が平成10年の改訂より削除されているが、幼稚園教育要領解説(平成11年6月)の領域「表現」の「内容の取扱い」・「(2)様々な表現を楽しむ」に関する解説文において、「特定の表現活動のため

表 2. 領域「表現」の「内容」の変遷

年	内容
平成元年 (1989年)	(1)生活の中で様々な音、色、形、手触り、動きなどに気付いたり、楽しんだりする。 (2)生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。 (3)様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。 (4)感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりする。 (5)いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。 (6)音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。 (7)かいたりつくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり飾ったりする。 (8)自分のイメージを動きや言葉などで表現し、演じて遊ぶ楽しさを味わう。
平成10年 (1998年)	※(1)～(7)まで平成元年の表記と同一。 (8)自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりする楽しさを味わう。
平成20年 (2008年)	(1)生活の中で様々な音、色、形、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。
平成30年 (2018年)	(2)、(3)は平成元年の表記と同一。 (4)感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。 (5)は平成元年の表記と同一。 (6)音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。 (7)かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする。 (8)自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。

の技能を身に付けさせるための偏った指導が行われることのないように配慮する必要がある」と記述されている。この記述は、平成20年及び平成30年も同一の記述があり、項目としては削除されたものの、解説にて継続的に述べられている。

平成20年では、平成10年の「内容の取扱い」と(1)、(2)は同じであり、(3)のみ異なっており、(3)において「他の幼児の表現に触れられるように配慮したりし、表現する過程を大切に自己表現を楽しめるように工夫すること」と新たに示された。平田ら(2010)は、「他の幼児の表現に触れられるような配慮」に関して、「表現」とは、意思がある「表現」と内的な変化の「表現」との両面があるが、どちらも相手があって成り立つものであり、発信したり受け取ったりする環境づくりが保育には必要であると述べている。また、「表現する過程を大切に」に関して、平田ら(2010)は、「表現」したい欲求が出せる環境づくりこそが重要であり、考えや思いが率直に出せるということは、受け止めてくれる環境として保育者や友達の関係が整っていることにつながっていると述べている。¹¹

平成30年は、(1)、(3)に文言の変更が見られ、(2)は平成10年版から同一である。特に、(1)において、豊かな感性を養うことを目的に「風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること」が新たに示された。本改訂の「ねらい

及び内容」の改訂の要点は、「ねらい」を幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたもの、「内容の取扱い」を幼児の発達を踏まえた指導を行うに当たって留意すべき事項として新たに示し、指導を行う際に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮することが新たに示された点である。

島田ら(2019)は、平成30年に新たに加わった「風の音や…」の部分について、自然や生活について強調されており、生活の中にある自然の美しさを表現活動に取り入れることで、時間や場所を問わず、素材や道具の有無に関わらず、感じたり、感じたことを表現したりすることができるようになり、多様な表現が期待できると述べている。¹²このように多様な表現を目指し、生活の中にある素敵な音に耳を傾けられるような配慮が保育者には必要である。

IV. まとめ

本稿は、幼稚園教育要領の改訂の変遷を中心として述べてきたが、改訂の背景には当時の様々な時代背景が存在する。平成元年頃(1989)には国際化、情報化、核家族化、高齢化などの進行による社会変化への対応に対する観点からの教育内容の見直しが求められ、平成6年(1994)に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」が策定され、平成11年

表3. 領域「表現」の「留意事項・内容の取扱い」の変遷

年	留意事項（平成元年）・内容の取扱い（平成10年～）
平成元年 (1989年)	(1)豊かな感性は、日常生活の中で美しいもの、優れたもの、心に残るような出来事に出会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し様々に表現することなどを通して養われるようにすること。 (2)生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ表現する意欲を十分に発揮させることができるような材料や用具などを適切に整えること。 (3)幼児が自分の気持ちや考えを素朴に表現することを大切に、生活と遊離した特定の技能を身に付けさせるための偏った指導を行うことのないようにすること。
平成10年 (1998年)	(1)豊かな感性は、自然などの身近な環境と十分にかかわる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し、様々に表現することなどを通して養われるようにすること。 (2)幼児の自己表現は素朴な形で行われることが多いので、教師はそのような表現を受容し、幼児自身の表現しようとする意欲を受け止めて、幼児が生活の中で幼児らしい様々な表現を楽しむことができるようにすること。 (3)生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるような遊具や用具などを整え、自己表現を楽しめるように工夫すること。
平成20年 (2008年)	※(1)、(2)は平成10年の表記と同一。 (3)生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、他の幼児の表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切に自己表現を楽しめるように工夫すること。
平成30年 (2018年)	(1)豊かな感性は、身近な環境と十分に関わる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し、様々に表現することなどを通して養われるようにすること。その際、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること。 (2)は平成10年の表記と同一。 (3)生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、様々な素材や表現の仕方に親しんだり、他の幼児の表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切に自己表現を楽しめるように工夫すること。

(1999)には「新エンゼルプラン」が策定された。平成9年(1997)には「学級崩壊」が広く言われるようになり、平成20年頃(2008)には「小1プロブレム」が顕著になった。待機児童問題については継続的な国による取り組みが行われており、平成25年(2013)「待機児童解消加速化プラン」が策定されるが、今現在解消には至っていない。昭和55年代(1980)から育児ノイローゼ等が取り上げられ、平成29年(2017)には「子ども・子育て支援新制度」が策定されたが、「孤育て」や「虐待」などの問題は現存している。¹³このように様々な時代背景や社会状況もまた幼稚園教育要領の改訂に影響を与えてきたと考えられる。今回考察した中で、最も重要な変更点は、やはり平成元年の第2次改訂のこれまでの6領域を5領域に変更し、新たな領域「表現」が登場したことである。平成元年改訂により、「環境を通して行う教育」や子どもの心情・意欲・態度に基づいた各領域のねらいの設定、小学校の教科とは異なるものとして領域を捉えることなど、この第2次改訂は、今振り返ってみても大変重要な意義がある。そこから領域「表現」は始まり、

現在施行されている幼稚園教育要領へとつながってきた。領域「表現」の教育内容の変遷は、平成元年から現代まで続く「ねらい」において、①「豊かな感性」②「自分なりに表現する」③「生活の中で」の3つの視点を持ち、内容では平成20年改訂で、「感じること」が加わり、表現の出発点でもある「感じる」を重視してきた。「内容の取扱い」においては、改訂のたびに新たな内容を追加する中で、平成20年には「他の幼児の表現に触れる」「表現する過程を大切に」が加わっている。作品主義ではなく、他者理解や表現のプロセスに着目する姿勢が示された。平成30年改訂では、「幼稚園教育において育みたい資質・能力」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を示し、小学校教育との連携も強く意識されてきている。

平田ら(2010)は、お互いに影響しあうこと、子どもと子どものかかわりは、子どもの育ちの面から必要であり、人間にとって人から認められるということは、生きる力になると述べている。¹⁴この「認められること」は領域「表現」に着目すると、他の幼児の表現に触れられ

る環境を整え、その子の表現を褒める・認める機会を作ることが重要であると考え。そこで得た他者に認められる経験こそがその子の自己肯定感となり、生きる力へとつながっていくのである。平成10年改訂で加えられた「生きる力」の育成は、領域「表現」においても継続的に「内容」として含まれてきたと考えられる。そのような保育の方向性に、「表現」という領域は、有効であると感じる。

「表現」には、作品を作ることのみならず、作品を通してのコミュニケーションも行われる。そのように考えれば、領域「表現」は、他の領域「人間関係」や「言葉」など5領域に深く結びついてゆく。偏った技能のための表現ではなく、5領域との関連性を含んだ領域「表現」が求められていると言っても過言ではないだろう。平成30年改訂で新たに加わった「風の音や雨の音」を「感じる」とは一体どのようなことなのか。その真意を理解すること、幼稚園教育要領の内容を正しく読み解くこと、そしてそれを子どもたちに還元すること、その重要性を改めて感じた。子どもたちがその子らしい「表現」を安心して行うことができる環境を整えることこそ保育環境を整える真意であり、それは5領域すべてにおいてふさわしい保育環境になると考える。本研究を発端とし、領域「表現」について、今後も研究を継続していきたい。

註

- ¹ 平田智久・小林紀子・砂上史子、『最新保育講座⑩保育内容「表現」』、ミネルヴァ書房、2010、p.23、参照
- ² 民秋言、『幼稚園教育要領・保育所保育指針の変遷と幼保連携型認定こども園教育・保育要領の成立』、萌文書林、2014、pp.8-10、参照
- ³ 大場牧夫・高杉自子・森上史朗、『幼稚園教育要領解説〈平成元年告示〉』、フレーベル館、1989、p.39、参照
- ⁴ 文部省、『幼稚園教育要領解説』、フレーベル館、1999、pp.2-6、参照
- ⁵ 文部科学省、『幼稚園教育要領解説』、フレーベル館、2008、pp.2-7、参照
- ⁶ 文部科学省、『幼稚園教育要領解説』、フレーベル館、2018、pp.2-9、参照
- ⁷ 大場牧夫・高杉自子・森上史朗、前掲書、pp.211-219、参照
文部省、前掲書、pp.123-136、参照
文部科学省、前掲書、2008、pp.158-174、参照
文部科学省、前掲書、2018、pp.233-247、参照
- ⁸ 平田智久・小林紀子・砂上史子、前掲書、pp.7-8、参照
- ⁹ 小田豊・上野恭裕・米谷光弘、『教育課程総論』、三見書房、1993、p.54、参照
- ¹⁰ 平田智久・小林紀子・砂上史子、前掲書、p.10、参照
- ¹¹ 平田智久・小林紀子・砂上史子、上掲書、p.11-13、参照
- ¹² 島田由紀子・駒久美子、『コンパス 保育内容 表現』、建帛社、2019、p.5、参照
- ¹³ 汐見稔幸・松本園子・高田文子・矢治夕起・森川敬子、『日本の保育の歴史 子ども観と保育の歴史150年』、萌文書

林、2017、pp.332-370、参照

¹⁴ 平田智久・小林紀子・砂上史子、前掲書、p.11、参照

※表1、2、3は、幼稚園教育要領(1989、1999、2008、2018)を参照し、作成したものである。

※教育基本法(平成18年法律第120号)、「学校教育法等の一部を改正する法律について(通知)」(平成19年)については、文部科学省HPを参照した。